

岡山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡山県地域医療介護総合確保基金を活用して行う介護従事者の確保に関する事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23の規定に基づく介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の受講支援事業について、補助事業交付対象者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、県内の老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）に基づく老人福祉施設及び有料老人ホームを運営する者並びに老人居宅生活支援事業を行う者又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）に基づく介護保険施設を運営する者並びに介護保険事業を行う者が、その従業者に初任者研修を受講させた際に負担した経費のうち、研修を修了した従業者に係るものを対象とする。なお、補助事業の内容は、別紙「岡山県介護職員初任者研修受講支援事業実施要領」のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の交付額は、研修受講修了者1人当たり、別表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額（ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請前に、補助金交付の事前登録を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行うことができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 補助金の事前登録を受けたものは、初任者研修受講修了後、交付申請書 兼 実績報告書

(様式第 1 号) 及び別に定める添付書類を、別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書を審査し、適当であると認めたときは、本補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

(交付の条件)

第 5 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 この補助事業者の補助事業に係る関係書類の保存について、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- 二 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の支払)

第 6 条 補助事業者は、規則第 15 条の規定による補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第 7 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 2 月 3 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

別表

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
介護職員 初任者研修 受講支援事業	7万円	次のいずれかに該当する経費 (ただし、補講に要した経費は除く) ・補助事業者が負担した受講料及びテキスト代 ・従業者が負担した受講料及びテキスト代に対して給付され た支給金(給与・賃金・諸手当等と明確に区別されたもの)